

【裏面もご覧ください】

草加市内で犬を飼っているみなさまへ



◆犬を飼い始めた方へ

- ・犬の所有者となった方は、狂犬病予防法により飼い始めた日若しくは生後90日を経過した日から30日以内に登録の届出を行わなければなりませんので、草加市役所本庁舎4階くらし安全課または1階市民課までお越しください。（登録手数料：3,000円）
犬の登録をされる方は登録手数料とマイクロチップ登録証明書をお持ちください。
- ・飼犬を登録する目的は、犬の所有者を明確にすることです。これにより、どこに犬が飼育されているかを把握することができ、狂犬病が発生した場合にその地域において迅速かつ的確に対応することができます。

◆狂犬病予防注射は飼い主の義務です！

- ・狂犬病は、現在でも治療がなく、発症するとほぼ100%死に至る人畜共通の感染症です。
- ・生後91日以上すべての犬は、毎年1回、必ず狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられています。
- ・狂犬病予防注射を接種された方は草加市役所くらし安全課または市民課で接種証明書を持参し、狂犬病予防注射済票の交付手続きを行ってください。（注射済票交付手数料：550円）

◆令和6年度狂犬病予防集合注射について

- ・令和6年度狂犬病予防集合注射を下記の日程・会場で行います。（雨天決行）
- ・集合注射では、問診、注射、注射済票の交付手続きが一度で行えます。

【費用】注射代（交付手数料含む） 3,500円

犬の登録も合わせて行う場合 6,500円（うち登録手数料3,000円）

※なお、各会場駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はおやめください。

時間		午前10:00～11:30	午後1:00～2:30
実施日			
4月8日	月	旧柿木公民館跡地 (柿木町1134番地付近)	そうか公園ドッグラン (柿木町272番地1)
4月10日	水	吉町集会所 (吉町三丁目9番24号)	市民活動センター (谷塚町752番地)
4月11日	木	ベルクス草加青柳店第2駐車場 (青柳五丁目22番22号)	市民体育館駐車場 (松江一丁目1番8号)
4月16日	火	中央公民館 (住吉2丁目9番1号)	弁天公園 (弁天四丁目19番)
4月18日	木	苗塚塚前公園 (苗塚町2901番地)	原町コミュニティセンター (原町一丁目6番1号)
4月19日	金	稲荷下根公園 (稲荷三丁目9番)	瀬崎コミュニティセンター (瀬崎六丁目6番22号)
4月22日	月	勤労福祉会館第2駐車場 (旭町六丁目4番16号付近)	新田西文化センター臨時駐車場 (清門三丁目64番付近)
4月24日	水	谷塚仲桃ノ木公園 (谷塚仲町162番1)	新里文化センター (新里町983番地)

会場変更のお知らせ
 令和5年度に実施しました
 谷塚上町会館の会場は、
 谷塚仲桃ノ木公園に変更になりました。



◆集合注射時の注意事項

- ・開場時間直後は大変混雑するため、時間をずらしてご来場ください。また、開始時間前には並ばないようご協力をお願いします。
- ・注射後2～3日は激しい運動やシャンプーを避けてください。
- ・過敏な犬はまれにアレルギー症状（発熱、嘔吐、下痢、顔の腫れ、かゆみ、けいれん等）がみられることがあります。このような場合はできるだけ早く最寄りの動物病院へ相談してください。
- ・咬傷事故防止のため、注射会場には犬をしっかりおさえることができる方が連れてきてください。
- ・リード(引き綱)は必ずつけましょう。飼い犬が人や犬を咬んだ場合、飼い主個人の責任となります。
- ・問診の結果や、その他の理由で当日注射を受けられない場合がありますのでご了承ください。

◆飼い主の遵守事項

- ・飼い犬の死亡や住所の変更により犬の登録内容に変更が生じた場合は、市役所または転出先の自治体へ届出をしてください。
- ・飼い犬が逃げた場合に飼い主が確認できるよう鑑札と注射済票を首輪等につけましょう。
- ・放し飼いは禁止です。散歩中もリード（引き綱）をつけ制御できるようにしましょう。また、散歩中の犬ふんは放置せず、適正に処理をしましょう。

◆マナーを守って犬を飼いましょう

- ・飼い犬の排泄は、できるだけ散歩前に自宅で済ませましょう。
- ・散歩時は犬ふん袋や、水の入れたペットボトルを携行しましょう。飼い犬が散歩時にふんをした場合は、必ず犬ふんを持ち帰ってください。また、おしっこをした場合は、水で流すなど臭いにも配慮しましょう。

◆散歩時のポイント！

- ・夜間や早朝時の散歩をするときは、犬に光る首輪をつける、反射材の付いた衣服を着用する、懐中電灯を携行するなど、交通事故に気を付けましょう。照明が暗い場所や暗闇でもライトを点けていることで相手から確認ができて安全です。また、懐中電灯は犬ふんの取り残し防止の確認にも有効です。

【問い合わせ先】

草加市高砂一丁目1番1号

草加市役所 暮らし安全課

Tel.048-922-3642

Fax.048-922-1030